



2018年12月27日

各 位

会社名 ジェイリース株式会社
代表者名 代表取締役社長 中島 拓
(コード番号：7187 東証第一部)
問合せ先 取締役専務兼執行役員
経営企画本部長 中島重治
(TEL. 03-5909-1241)

上場契約違約金及び改善報告書の徴求についてのお知らせ

当社は、2018年12月27日付で東京証券取引所より上場契約違約金及び改善報告書の徴求を受けることとなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 上場契約違約金及び改善報告書の徴求の理由

東京証券取引所から、有価証券上場規程第 509 条第 1 項第 3 号に基づく上場契約違約金 3,360 万円の支払い及び有価証券上場規程第 502 条第 1 項第 1 号に基づく改善報告書の提出を求める旨の通知を受領いたしました。

この理由については、東京証券取引所から、以下の指摘を受けております。

『ジェイリース株式会社（以下「同社」という。）は、2018年11月13日に貸倒引当金の誤謬の発覚により過年度の決算を訂正することなどについて開示し、同年12月13日に2017年3月期第1四半期から2019年3月期第1四半期までの決算短信及び四半期決算短信の訂正を開示しました。

これらにより、同社においては、過年度から貸倒引当金の算定方法に誤りがあることが明らかとなり、その結果、東京証券取引所マザーズへの新規上場直後に開示した2017年3月期第1四半期から2019年3月期第1四半期までの決算が虚偽と認められました。

虚偽の開示が行われた背景として、主に以下の点が認められました。

- ・同社の営む家賃債務保証事業等において、貸借人の信用リスクの評価は事業の根幹であるにもかかわらず、信用リスクの変化に対する意識が希薄であったこと
- ・事業の拡大による貸借人の信用リスクの多様化に伴い、中長期的に滞留している立替金債権の金額が増大してきたという実態を的確に把握するに至らなかった結果、貸倒引当金の算定方法を見直すべき局面にあったことを看過するなど、貸倒引当金の算定方法の妥当性を定期的に検証する体制が整備されていなかったこと

さらに、同社株式の市場第一部への変更（2018年3月13日）にかかる審査において、同社は、株式会社東京証券取引所に提出する申請書類がすべて真実である旨の宣誓書を提出していたにもかかわらず、申請書類に利益及び純資産を過大に計上するといった虚偽の内

容を記載していました。

同社は、実態としては市場変更基準上の利益及び純資産の額を充足していないにもかかわらず、利益及び純資産の額を過大に算出し、市場第一部への変更にかかる申請を行って承認を得ていたこととなります。

これらの同社の行為は、東京証券取引所の市場に対する投資者の信頼を毀損したと認められることから、同社に対して、上場契約違約金の支払いを求めることにしました。

また、本件は、同社の適時開示を適切に行うための体制の不備に起因するものであり、同社の適時開示体制について改善の必要性が高いと認められることから、その経緯及び改善措置を記載した報告書の提出を求めることにしました。』

2. 今後の対応

株主の皆様をはじめとする多くの皆様にご心配とご迷惑をおかけしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。

東京証券取引所から上場契約違約金等の徴求がなされたことを真摯に受け止め、今後二度と同様な問題を起こさぬように、引き続き改善施策に全力で取り組み、信頼回復に努めてまいります。

引き続きご支援を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

以 上

ご参考：東京証券取引所ホームページ掲載事項

<https://www.jpx.co.jp/news/1021/20181227-13.html>